

答 申 第 57 号
平成 28 年 12 月 8 日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定及び不開示決定に係る
審査請求に対する決定について（答申）

平成 28 年 6 月 2 日付け兵公委第 221 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 監察官室保管の「両親に対する説明事項」（平成 27 年 11 月 27 日付け）
- 2 監察官室保管の「両親に対する調査結果の報告について」（平成 27 年 12 月 3 日付け）
- 3 「報告」（兵警機発号外 平成 27 年 10 月 7 日）
- 4 「上申」（兵警機発第 636 号 平成 27 年 10 月 16 日）
- 5 「事案発生報告書」（兵警機発号外 平成 27 年 10 月 6 日）
- 6 関係職員から聴取した内容が記録された監察官室保管の聴取結果メモ
- 7 関係職員から聴取した内容が記録された機動隊保管の聴取結果メモ

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報部分開示決定及び不開示決定において兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした部分のうち一部は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした実施機関の判断は妥当であり、その詳細は、別表の「審議会の判断」の欄に記載したとおりである。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成28年1月27日、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があった。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件開示請求の対象公文書として、次の保有個人情報が記録された文書を特定した。

- (1) 監察官室保管の「両親に対する説明事項」（平成27年11月27日付け）（以下「対象公文書1」という。）
- (2) 監察官室保管の「両親に対する調査結果の報告について」（平成27年12月3日付け）（以下「対象公文書2」という。）
- (3) 関係職員から聴取した内容が記録された監察官室保管の聴取結果メモ（以下「対象公文書3」という。）
- (4) 「報告」（兵警機発号外 平成27年10月7日）（以下「対象公文書4」という。）
- (5) 「上申」（兵警機発第636号 平成27年10月16日）（以下「対象公文書5」という。）
- (6) 「事案発生報告書」（兵警機発号外 平成27年10月6日）（以下「対象公文書6」という。）
- (7) 関係職員から提出された記録を取りまとめた機動隊保管の聴取結果メモ（以下「対象公文書7」という。）

3 実施機関の決定

- (1) 平成 28 年 3 月 4 日、実施機関は、対象公文書 1 の記載内容の一部に条例第 16 条第 4 号及び第 7 号に該当する不開示情報が含まれているとし、また、対象公文書 2 の記載内容の一部に条例第 16 条第 2 号及び第 7 号に該当する不開示情報が含まれているとして、当該部分を不開示とし、その余を開示する部分開示決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行った。
- (2) 同日、実施機関は、対象公文書 4 ないし対象公文書 6 について、その記載内容の一部に条例第 16 条第 7 号の不開示情報があるとして当該部分を不開示とし、その余を開示する部分開示決定処分（以下「本件処分 2」という。）を行った。
- (3) 同日、実施機関は、対象公文書 3 について、その記載内容の一部については、審査請求人を本人とする個人情報に該当しないと、また、その余の部分については全てが条例第 16 条第 2 号及び第 7 号の不開示情報に該当するとして不開示決定処分（以下「本件処分 3」という。）を行った。
- (4) 同日、実施機関は、対象公文書 7 について、その記載内容の一部については、審査請求人を本人とする個人情報に該当しないと、また、その余の部分については全てが条例第 16 条第 2 号及び第 7 号の不開示情報に該当するとして不開示決定処分（以下「本件処分 4」という。）を行った。

4 審査請求

平成 28 年 4 月 27 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分 1 ないし本件処分 4 を不服として兵庫県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

平成 28 年 6 月 2 日、兵庫県公安委員会は、条例第 42 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分 1 ないし本件処分 4 は、条例の不開示理由を盾に取った不開示

の範囲を超えた逸脱した行為であるため、これを取り消し、全部開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が開示請求書、審査請求書、実施機関の弁明書に対する意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分1及び本件処分2で部分開示とされた対象公文書1、対象公文書2、対象公文書4ないし対象公文書6について、審査請求人の息子の自殺事案に関し、開示すれば実施機関の事務又は事業に支障を及ぼすような重大な要因が裏に隠されているのか。そうであれば尚更、実の親である遺族は黒塗り部分の開示を含めてその詳細を知る権利がある。
- (2) 本件処分3及び本件処分4で不開示とされた対象文公書3及び対象公文書7について、実施機関は審査請求人以外の個人の権利、利益を害するおそれがあるものが記録されているということを不開示の理由としているが、非もなく、筋が通り、やましい事のない聞き取り内容であれば、何も権利、利益を害することはないはずであり、開示すべきである。仮に、開示できないというのであれば、息子の自殺の原因に関する事実はそこに記載されていると思われるので、遺族としてはその事実の開示を求めるし、知る権利がある。
- (3) 実施機関は約2ヶ月半かけて128名から本件に係る事情聴取を行ったと説明したが、その調査を行った結果として出されたものは、婚約者と遺書に出てくるA隊員の二人のみの回答である。しかも開示された文書は数枚のみで、その回答内容は全て黒塗りされており、実施機関に対する不信感を募らせるものであり、条例の不開示理由を盾に取った逸脱した行為である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている本件処分1ないし本件処分4の理由は、以下のとおり要約される。

1 対象公文書について

(1) 対象公文書1及び対象公文書2

対象公文書1及び対象公文書2は、監察官室の職員が、審査請求人の息子である機動隊員（以下「当該機動隊員」という。）が自殺したことに関して、その経緯や原因を調査し、調査結果を記録した文書である。

(2) 対象公文書 3

対象公文書 3 は、監察官室の職員が、当該機動隊員の自殺に関し、当時の機動隊員らから聞き取り調査を行い、その結果を記録した文書である。

なお、対象公文書 3 の一部には、当該機動隊員以外の機動隊員に関する情報が記録されている。

(3) 対象公文書 4 ないし対象公文書 6

対象公文書 4 ないし対象公文書 6 は、いずれも機動隊長が、上記自殺事案の発生について内部報告をした文書である。

(4) 対象公文書 7

対象公文書 7 は、機動隊員が、当該機動隊員と対応した状況等を記録した文書である。

なお、その一部には、当該機動隊員以外の機動隊員に関する情報が記録されている。

2 本件処分の理由について

審査請求人は本件処分 1 ないし本件処分 4 を取り消し、対象公文書 1 ないし対象公文書 7 の開示を求めているものであるが、以下の (1) ないし (3) のとおり、対象公文書 1 ないし対象公文書 7 には条例上の不開示情報が記載されているため、実施機関が行った本件処分 1 ないし本件処分 4 は妥当なものであり、審査請求人の主張には理由がない。

(1) 本件処分 1 及び本件処分 2 に係る不開示部分について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名が記録された部分

対象公文書 1、対象公文書 2、対象公文書 4 及び対象公文書 6 には、警部補以下の階級にある警察官の氏名が記録されている。警部補以下の階級にある警察官の氏名は、条例第 16 条第 7 号後段の不開示情報に該当する。

イ 警察電話番号が記録された部分

対象公文書 4、対象公文書 5 及び対象公文書 6 には、警察電話番号が記録されている。警察電話番号は公表されておらず、開示することにより、警察業務を妨害する電話が集中するなどのおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

ウ 警備実施に関する情報が記録された部分

対象公文書 1 には、特定の警備実施に係る出動期間及び派遣人員並びに出動時の運用状況が記録されている。

かかる情報は、警備実施に従事する警察官の人数、配置期間等であり、開示することにより、実施機関の対処能力が明らかになり、テロ行為を助長するなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第4号の不開示情報に該当する。

また、当該情報は、開示することにより、警察活動に支障が生じるおそれがあることから、条例第16条第7号前段の不開示情報にも該当する。

エ 開示請求者以外の第三者の個人情報が記録された部分

対象公文書2には、監察官室の職員が、当該機動隊員の交際相手（以下「当該交際相手」という。）や機動隊員らの関係者から、当該機動隊員との関係等を聞き取った内容が記録されている。

かかる情報は、当該事情聴取を受けた関係者にとって、通常他人に知られたくないものであり、当該関係者を識別できるもののうち、開示することにより、同人の正当な利益を害すると認められるもの又は当該関係者を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

また、かかる情報は、任意の事情聴取により得たものであり、開示することにより、当該関係者が真実を述べることを躊躇したり、協力を拒むなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号前段の不開示情報にも該当する。

オ 事案に対する措置等が記録された部分

対象公文書4には、事案に対する措置等が記録されている。

かかる情報は、職員の自殺事案を踏まえた機動隊員の心のケア等の当該事案に対する具体的な措置の方針を示すものであり、開示することにより、人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号前段の不開示情報に該当する。

(2) 本件処分3及び本件処分4に係る不開示部分について

ア 審査請求人の息子に関する部分

対象公文書3（次のイの部分を除く。）には、監察官室の職員が、当該機動隊員の自殺に関し、当該機動隊員との対応状況等について、当時の機動隊員らの関係者から聞き取った内容が記録されている。

かかる情報は、上記(1)のエと同様の理由で条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

また、対象公文書7（次のイの部分を除く。）には、機動隊員が、

当該機動隊員と対応した状況等が記録されている。

かかる情報は、当該記録をした機動隊員にとって、通常他人に知られたくないものであり、上記(1)の工と同様の理由で条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

また、対象公文書3及び対象公文書7に記録された情報は、開示することにより、同文書を作成した職員が正確な事実を記載しなくなるなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号前段の不開示情報にも該当する。

イ 当該機動隊員以外の隊員に関する部分

対象公文書3及び対象公文書7の一部には、監察官室又は機動隊の職員が、当該機動隊員が自殺したこと以外のことに関し、当時の機動隊員らの関係者から聞き取った内容又は対応状況等の内容が記録されている。

かかる情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらない。

(3) 審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、実の親である遺族は詳細を知る権利があるとの趣旨の主張をしている。

しかし、保有個人情報の開示を求める権利は、条例により認められたものであるから、不開示事由に該当するか否かは、条例の定め及びその趣旨に照らして判断すべきであり、遺族であることを理由に開示の範囲を拡大するなど条例の定めを超えた決定を行うべきではない。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 条例第16条第2号、第4号及び第7号に定める不開示情報について

(1) 条例第16条第2号について

条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めている。

(2) 条例第16条第4号について

条例第16条第4号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は

捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報を不開示情報と定めている。

(3) 条例第 16 条第 7 号について

条例第 16 条第 7 号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員(以下「警察官等」という。)の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則(実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則)で定めるものを不開示情報と定めている。

2 対象公文書 1 ないし対象公文書 7 の不開示情報について

対象公文書 1 ないし対象公文書 7 のうち、実施機関が不開示とした部分は以下のとおりである。

(1) 対象公文書 1

- ア 警備実施の体制に関する情報(以下「不開示部分 1」という。)
- イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名(以下「不開示部分 2」という。)

(2) 対象公文書 2

- ア 当該交際相手からの聞き取り内容(以下「不開示部分 3」という。)
- イ 特定の機動隊員に関する聞き取り内容(以下「不開示部分 4」という。)
- ウ 警部補以下の階級にある警察官の氏名(以下「不開示部分 5」という。)

(3) 対象公文書 3

- ア 対象公文書 3 のうち、次のイの部分を除く部分(以下「不開示部分 6」という。)
- イ 対象公文書 3 のうち、監察官室が行った当該機動隊員以外の隊員に関する別事案の事情聴取において、機動隊員等が供述を行った内容(以下「不開示部分 7」という。)

(4) 対象公文書 4

- ア 警察電話番号(以下「不開示部分 8」という。)
- イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名(以下「不開示部分 9」という。)

う。)

ウ 当該機動隊員の自殺事案に対する具体的な措置の方針（以下「不開示部分 10」という。）

(5) 対象公文書 5

警察電話番号（以下「不開示部分 11」という。）

(6) 対象公文書 6

ア 警察電話番号（以下「不開示部分 12」という。）

イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名（以下「不開示部分 13」という。）

(7) 対象公文書 7

ア 対象公文書 7のうち、次のイの部分を除く部分（以下「不開示部分 14」という。）

イ 対象公文書 7のうち、当該機動隊員以外の隊員に関する情報が記載された部分（以下「不開示部分 15」という。）

3 対象公文書における不開示情報該当性について

(1) 対象公文書 1 について

対象公文書 1 は、当該機動隊員の自殺事案（以下「本件事案」という。）に関する実施機関の調査結果のうち、特定の事案に係る出動時の様子について、監察官室が審査請求人に調査結果を報告する際の説明事項を内部向けに整理した文書である。

実施機関は、不開示情報として、不開示部分 1 が条例第 16 条第 4 号及び第 7 号前段に、不開示部分 2 が条例第 16 条第 7 号後段に該当すると判断しているため、その妥当性について検討する。

ア 不開示部分 1 の条例第 16 条第 4 号及び第 7 号前段該当性について

不開示部分 1 は、当該機動隊員が参加した特定の警備出動に係る出動期間、派遣人員数、警備実施の際の人員配置に関する情報が記載されている。その内容について検討すると、①当該警備出動は、それ自体としては既に終了しているものであり、記載されている内容が、将来の個別の警備出動の内容を予測させるものとは認められないこと、②当該警備出動は、当該機動隊員が派遣され、臨時的に従事したものであることから、記載されている内容が、警備出動業務の全体的な状況を示すものとは考えられないこと、③警備出動は、仮に警備対象が同一であっても、社会情勢や現実の危機の可能性その他の状況により、対応は変化するものと考えられることから、不開示部分 1 に記載され

ている内容を明らかにすることによって警備体制の全貌が明らかになるものではないし、将来の警備実施においても具体的な支障が生じるとは考えられない。また、当該警備出動についての記載は、当該機動隊員が参加したものに限られるところ、派遣人員数は審査請求人に対して既に開示されている部分からある程度推測できる内容であり、派遣期間については、余程の事情のない限り、家族に対して秘密とする情報であるとは考えられない。

これらのことから、不開示部分を開示することにより、実施機関の対応能力が明らかになるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当な理由があるとは言えず、条例第 16 条第 4 号に該当しない。

また、同様の理由から、不開示部分を開示することによって実施機関の警備実施に係る事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、条例第 16 条第 7 号前段にも該当しない。

イ 不開示部分 2 の条例第 16 条第 7 号後段該当性について

条例第 16 条第 7 号後段は、警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とする情報を実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めることとしており、個人情報保護に関する条例施行規則（平成 18 年兵庫県公安委員会規則第 5 号）では、第 5 条において、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名を不開示すると規定されている。実施機関はこれに基づき、警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されている不開示部分 2 を不開示としているものである。

よって、不開示部分 2 の情報は、条例第 16 条第 7 号後段に該当する。

(2) 対象公文書 2 について

対象公文書 2 は、本件事案について、実施機関がその経緯や原因を調査した結果を審査請求人に報告するに当たり、内部向けに整理した文書である。

実施機関は、不開示部分 3 及び不開示部分 4 が条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段に該当し、また、不開示部分 5 が条例第 16 条第 7 号前段に該当すると判断しているため、その妥当性について検討する。

ア 不開示部分 3 の条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段該当性について

(7) 条例第 16 条第 2 号該当性について

不開示部分 3 は、当該機動隊員の生前の様子について、実施機関が当該交際相手から聞き取った内容を記載したものであるが、実施機関は、これは当該交際相手の個人情報であって、明らかにすることでその権利利益を害する情報であるとして条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当すると説明する。

しかし、審査請求人は、当該機動隊員の親であり、遺族であるが、対象公文書 2 は不開示部分 3 も含めて当該機動隊員の両親に対して報告する内容を整理したものである。そのため、不開示部分 3 の概要は実施機関から審査請求人に伝えられていると考えられるし、また、審査請求人は、当該交際相手から実施機関の聞き取り実施の際のやり取りの内容を聞いている旨を申述しており、審査請求人は不開示部分 3 の概要を既に知っているものと考えられる。

また、不開示部分 3 に記載されている内容については、当該交際相手が当該機動隊員から聞いていた職務に関する感想等が書かれているものであり、主に当該機動隊員の言動に関する内容が記載されている。

これらのことから、不開示部分 3 を審査請求人に開示することにより、当該交際相手の正当な利益を害するとは認められず、当該部分は条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当しない。

(4) 条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、不開示部分 3 は、当該交際相手から任意の事情聴取により得たものであり、開示することにより、真実を述べることを躊躇したり、協力を拒むなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

確かに、関係者から事情聴取を行う際には、聴取を受ける者が忌憚なく供述できるようにするため、その供述内容を対外的に秘匿する必要が一般的にはあると考えられる。

しかし、不開示部分 3 に関しては、審査請求人は実施機関や当該交際相手からその内容の概要を既に聞いていると認めるに足りる状況であることから、審査請求人に対して開示したとしても実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられず、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当しない。

イ 不開示部分 4 の条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段該当性について

(7) 条例第 16 条第 2 号該当性について

不開示部分 4 は、本件事案発生を受け、特定の機動隊員からの指導状況等について、周囲の機動隊員等から聞き取った内容を記載したものであり、当該特定の機動隊員の人物像及び指導状況並びに当該機動隊員に対する言動について記載されている。

実施機関は、不開示部分 4 の全てについて、特定の機動隊員の個人情報であり、明らかにすることでその権利利益を害する情報であるとして条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当すると説明する。

審議会では不開示部分 4 を検分したところ、特定の機動隊員の人物像や指導への取組み方が記載されている部分については、開示することにより特定の機動隊員の正当な利益を害する情報として条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当すると認められる。

しかし、その余の部分については、当該機動隊員が特定の機動隊員から受けた指導の状況について、当該特定の機動隊員及び他の機動隊員等から聴取した内容を要約して記載しているものであり、当該機動隊員の自己情報とも考えることができる。そうであるならば、自己情報の開示を求める個人情報開示請求制度において、自己情報に準じるものとして当該機動隊員の遺族である審査請求人に開示されることにより、特定の機動隊員の正当な権利が害される事情はなく、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当しない。

(4) 条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、不開示部分 4 は任意の事情聴取により得たものであり、開示することにより、当該関係者が真実を述べることを躊躇したり、協力を拒むなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

しかし、対象公文書 2 は当該機動隊員の両親に対して報告する内容を整理したものであり、その概要は実施機関から審査請求人に伝えられている事情がある。

また、不開示部分 4 は、実施機関が事情聴取を行った複数の機動隊員の供述内容を要約して記載しているものであり、それ自体で直ちに供述者を識別できるものではない。

このことから、不開示部分 4 を審査請求人に開示することにより実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当しない。

ウ 不開示部分 5 の条例第 16 条第 7 号後段該当性について

不開示部分 5 については、上記 (1) イと同様であり、条例第 16 条第 7 号後段の不開示情報に該当する。

(3) 対象公文書 3 について

対象公文書 3 は、本件事案を受け、監察官室の職員が当時の機動隊員等の関係者から当該機動隊員との対応状況等について事情聴取を行った際の供述調書（不開示部分 6）であり、事情を聴取された者ごとに作成されているものである。また、その際には、当該機動隊員以外の隊員に関する別の事案についても、同時に事情聴取を行っているが、その際に機動隊員等が供述した内容（不開示部分 7）が併せて記載されている。

実施機関は、不開示部分 6 について、条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段に該当すると判断しており、また、不開示部分 7 については、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらないことから不開示と判断しているため、その妥当性について検討する。

ア 不開示部分 6 の条例第 16 条第 2 号該当性について

不開示部分 6 について、実施機関は、事情聴取を受けて供述した機動隊員等の個人情報であって、通常他人に知られたくない情報であり、明らかにすることでその権利利益を害する情報であるとして条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当すると説明する。

不開示部分 6 には、供述者から見た関係者の人物像、信条、私生活に係る記述、本件事案を巡る感情や心情を吐露した記述が含まれているが、これらは、供述者の氏名を除いて公にしたとしても、同じ機動隊員等の一定の範囲の者であれば、供述者が誰であるかを識別できる可能性があると考えられる。

よって、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当する。

イ 不開示部分 6 の条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、不開示部分 6 は任意の事情聴取により得たものであり、開示することにより、当該関係者が真実を述べることを躊躇したり、協力を拒むなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

この部分については、上記アのとおり、同じ機動隊員等の一定の範囲の者に供述者が誰であるかを識別できる可能性がある中で、このような内容が開示されるのであれば、供述者が今後任意の事情聴取に率直に応じることを躊躇するおそれがあると考えられ、正確な事実の把

握が困難になり、実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

ウ 不開示部分 7 について

不開示部分 7 については、同時期にあった当該機動隊員以外の隊員に関する別の事案について、本件事案に関する事情聴取を行う際に併せて事情聴取を行った際の記録であり、同一の文書の中において、本件事案に係る事情聴取の記録と併記されていることが認められる。

実施機関は、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらないとして不開示部分 7 を不開示としているが、これは不開示部分 6 と同じの公文書に記載されている情報であり、その態様からは審査請求人を本人とする保有個人情報の中に第三者の個人情報が含まれていると考えることが妥当である。

そうであるならば、不開示部分 7 に記載されている内容については、当該機動隊員以外の隊員に関する個人情報であり、開示することによってその者の正当な利益を害すると認められるものである。

また、不開示部分 7 は当該機動隊員以外の隊員に関する任意の事情聴取の記録であり、上記イと同様に、供述者が今後任意の事情聴取に率直に応じることを躊躇するおそれがあると考えられ、正確な事実の把握が困難になり、実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段の不開示情報に該当する。

(4) 対象公文書 4 ないし対象公文書 6 について

対象公文書 4 ないし対象公文書 6 は、本件事案を受け、機動隊長が警察本部長に報告するために作成した文書である。

実施機関は、対象公文書 4 ないし対象公文書 6 に記載されている警察電話番号（不開示部分 8、不開示部分 11 及び不開示部分 12）、対象公文書 4 及び対象公文書 6 に記載されている警部補以下の階級の警察官の氏名（不開示部分 9 及び不開示部分 13）並びに対象公文書 4 に記載されている当該事案に対する具体的な措置の方針（不開示部分 10）について、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当すると判断しているため、その妥当性を検討する。

ア 不開示部分 8、不開示部分 11 及び不開示部分 12 の条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、警察電話番号は公表されておらず、開示することにより、警察業務を妨害する電話が集中するなどのおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

このことについて検討すると、犯罪の予防や鎮圧、捜査等を行う警察業務の性質上、警察電話番号が開示されることにより公になることは、特定の番号に対する嫌がらせを受けるおそれがあり、業務における円滑な連絡や突発事案への対応の妨げになる可能性があることから、警察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

イ 不開示部分 9 及び不開示部分 13 の条例第 16 条第 7 号後段該当性について

実施機関が不開示としているのは、警部補以下の階級の警察官の氏名であり、上記 (1) イと同様に条例第 16 条第 7 号後段の不開示情報に該当する。

ウ 不開示部分 10 の条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、不開示部分 10 は本件事案を踏まえた機動隊員の心のケア等の当該事案に対する具体的な措置の方針を示すものであり、開示することにより、人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

このことについて検討すると、不開示部分に記載されているのは、本件のような事案が生じたときに職場が執る措置としては一般的な内容が記載されているものであり、開示することにより職員に混乱が生じたり、心のケア等の措置の実効性が失われることは考えにくく、実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当しない。

(5) 対象公文書 7 について

対象公文書 7 は、本件事案の発生を受けて、実施機関が機動隊員に行った事情聴取の際に作成した文書であり、その内容は、当該機動隊員と行った通信や対面でのやり取りについて、個々の機動隊員が作成した記録（以下「当該記録」という。）を、実施機関が取りまとめたものである。

実施機関は、不開示部分 14 については条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段に該当すると判断しており、また、不開示部分 15 については、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらないとして、不開示と判断し

ているため、その妥当性について検討する。

ア 不開示部分 14 の条例第 16 条第 2 号該当性について

実施機関は、不開示部分 14 は当該記録を作成した機動隊員にとって、通常他人に知られたくない情報であり、明らかにすることでその権利利益を害する情報であるとして条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当すると説明する。

不開示部分 14 については、当該記録を作成した機動隊員と当該機動隊員との対応内容が記載されている。これらの内容は、当該記録を作成した機動隊員と当該機動隊員との間で行われた通信や対面でのやり取りの内容を記録したものであり、当該機動隊員本人であれば当然知り得る情報であると言える。

そのため、当該機動隊員の遺族であり、当該機動隊員が所持していた情報端末の内容を含む遺品の管理を行う審査請求人に対し、本人に準じて不開示部分 14 を開示することにより、当該記録を作成した機動隊員の正当な利益を害するおそれは認められない。

よって、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当しない。

イ 不開示部分 14 の条例第 16 条第 7 号前段該当性について

実施機関は、開示することにより、不開示部分 14 を含む対象公文書 7 を構成する当該記録を作成した機動隊員が正確な事実を記載しなくなるなど人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当すると説明する。

このことについて、同じ機動隊員等の一定の範囲の者に供述者が誰であるかを識別できる可能性がある中で、このような内容が開示されるのであれば、供述者が今後任意の報告を求められた際に、事実を率直に記載することを躊躇するおそれがあると考えられ、正確な事実の把握が困難になり、実施機関の人事管理上の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

ウ 不開示部分 15 について

不開示部分 15 は、対象公文書 7 に記載されている当該機動隊員以外の隊員に関する情報であり、同一の文書の中において、当該機動隊員とのやり取りの内容の中に記載されているものである。

実施機関は、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらないとして不開示部分 15 を不開示としているが、これは不開示部分 14 が記された対象公文書 7 と同一の公文書に記載されている情報であり、そ

の態様からは審査請求人を本人とする保有個人情報の中に第三者の個人情報が含まれていると考えることが妥当である。

また、不開示部分 15 の内容については、当時の機動隊員には周知の事実であり、当該機動隊員は当然知りうる内容であったと思われることから、個人情報開示請求に対して本来は不開示とすべきものではないと考えられる。

ただし、不開示部分 15 は不開示部分 14 と一体をなしており、それぞれを切り離して開示することは困難であるところ、上記イのとおり不開示部分 14 が条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当することから、不開示部分 15 についても同様に不開示情報に該当すると考えるのが相当である。

よって、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

4 処分 1 ないし処分 4 について

(1) 処分 1 の不開示部分について

上記 3 (1) 及び (2) のとおり、実施機関が対象公文書 1 中の不開示部分 2 及び対象公文書 2 中の不開示部分 5 を不開示としたことは妥当であるが、対象公文書 1 中の不開示部分 1 及び対象公文書 2 中の不開示部分 3 は開示すべきである。

なお、不開示部分 4 については、特定の機動隊員の人物像や指導への取組み方が記載されている部分を除き、開示すべきである。

(2) 処分 2 の不開示部分について

上記 3 (4) のとおり、実施機関が対象公文書 4 中の不開示部分 8 及び不開示部分 9、対象公文書 5 中の不開示部分 11 並びに対象公文書 6 中の不開示部分 12 及び不開示部分 13 を不開示としたことは妥当であるが、対象公文書 4 中の不開示部分 10 については開示すべきである。

(3) 処分 3 の不開示部分について

上記 3 (3) のとおり、実施機関が対象公文書 3 中の不開示部分 6 を不開示としたことは妥当である。

また、不開示部分 7 については、条例第 16 条第 2 号及び第 7 号前段の不開示情報に該当し、実施機関が不開示部分 7 を不開示とした処分 3 は、結果において妥当である。

(4) 処分 4 の不開示部分について

上記 3 (5) のとおり、実施機関が対象公文書 7 中の不開示部分 14 を不開示としたことについては、条例第 16 条第 2 号の不開示情報には該当し

ないものの、同条第7号前段の不開示情報に該当する。

また、不開示部分15については、不開示部分14と同様に条例第16条第7号前段の不開示情報に該当する。

よって、実施機関が不開示部分14及び不開示部分15を不開示とした処分4は、結果において妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

対象公文書	処分	不開示部分	不開示とした理由	審議会の判断
1		1	警備実施の体制に関する情報（条例第16条第4号、第7号該当）	開示すべき
		2	警部補以下の階級にある警察官の氏名（条例第16条第7号該当）	原決定のとおり
2	1	3	当該交際相手からの聞き取り内容（条例第16条第2号、第7号該当）	開示すべき
		4	特定の機動隊員に関する聞き取り内容（条例第16条第2号、第7号該当）	3(6)4行目から8行目、10行目から17行目は原決定のとおり（ただし、条例第16条第2号該当） その余の部分は開示すべき
		5	警部補以下の階級にある警察官の氏名が記録された部分（条例第16条第7号該当）	原決定のとおり
3	3	6	対象公文書3のうち、不開示部分7を除く部分（条例第16条第2号、第7号該当）	原決定のとおり
		7	監察官室が行った当該機動隊員以外の隊員に関する別事案の事情聴取において、機動隊員等が供述を行った内容（請求者を本人とする個人情報に該当しない）	原決定のとおり（ただし、条例第16条第2号、第7号該当）
4	2	8	警察電話番号（条例第16条第7号該当）	原決定のとおり
		9	警部補以下の階級にある警察官の氏名（条例第16条第7号該当）	原決定のとおり
		10	当該機動隊員の自殺事案に対する具体的な措置の方針（条例第16条第7号該当）	開示すべき

5		11	警察電話番号(条例第16条第7号該当)	原決定のとおり
6		12	警察電話番号(条例第16条第7号該当)	原決定のとおり
		13	警部補以下の階級にある警察官の氏名(条例第16条第7号該当)	原決定のとおり
7	4	14	対象公文書7のうち、不開示部分15を除く部分 (条例第16条第2号、第7号該当)	原決定のとおり(ただし、条例第16条第7号該当)
		15	当該機動隊員以外の隊員に関する情報が記載された部分(請求者を本人とする個人情報に該当しない)	原決定のとおり(ただし、条例第16条第7号該当)

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 6 月 2 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 6 月 2 日	・ 処分庁の弁明書を受領
平成 28 年 6 月 21 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 28 年 8 月 25 日 第 1 部会 (第 40 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 9 月 26 日 第 1 部会 (第 41 回)	・ 審議
平成 28 年 11 月 21 日 第 1 部会 (第 42 回)	・ 審議
平成 28 年 12 月 8 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之
委 員 内 橋 一 郎
委 員 島 田 隆 弥
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿